



『初回産科受診料助成』について

呉市では、妊娠判定を受けるための初回産科受診料の一部助成を行っています。



〈対象者〉

呉市に住民票があり、次の条件すべてに当てはまる方

- ・ 市民税非課税世帯又は同等の所得水準にある世帯の方で、世帯の課税状況の確認に同意する方
- ・ 医療機関等の関係機関との情報共有、保健師の介入等の支援に同意する方

〈助成内容〉

初回の妊娠判定受診にかかる費用

（償還払い：上限10,000円、100円未満は切り捨て）

※保険診療となった場合は、助成の対象外となります。

※申請期間は、受診日から1年以内です。

※年度内で2回まで、1回の妊娠につき1回の助成となります。

〈申請に必要なもの〉

- ・ 受診した医療機関が発行した領収書及び明細書の写し
- ・ 金融機関の口座がわかるもの（妊婦本人のもの）
- ・ 申請者の属する世帯の課税状況の分かる書類
（市が公簿等で課税情報を確認できる場合は提出不要）



詳しくはお問合せください。
この事業に当てはまらない方には、他の制度の紹介等させていただきます場合もあります。

〈問合せ先〉

呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンターくれ3F
こども家庭センター えがお
電話（0823）25-3597

〈申請先〉

呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンターくれ5F
呉市保健所 地域保健課 健康増進グループ
電話（0823）25-3540

